

○国立大学法人埼玉大学危機管理規則

〔平成22年7月22日
規則第43号〕

改正 平成24. 9. 25 24規則34 平成27. 3. 20 26規則97
令和4. 3. 17 3規則40

(目的)

第1条 この規則は、埼玉大学（以下「本学」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処し、本学の学生及び教職員並びに近隣住民等の安全確保及び資産の保全を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 本学の危機管理については、他の法令等又は本学の規則等に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(危機管理の対象)

第3条 この規則に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (2) 本学の学生及び教職員等の安全及び健康にかかわる重大な問題
- (3) 大規模な災害等の発生による重大な問題
- (4) 施設管理上の重大な問題
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題
- (6) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる問題

(学長等の責務)

第4条 学長は、本学における危機管理を統括し、本学の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 理事及び副学長は、学長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 部局長は、当該部局における危機管理を統括し、全学的な危機管理体制との連携を図りつつ、当該部局の危機管理の推進に努めなければならない。

4 教職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理室)

第5条 学長は、本学における平常時の危機管理に関し必要な事項を検討するため、

危機管理室（以下「管理室」という。）を設置する。

2 管理室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（既存委員会等の役割）

第6条 全学又は各部局における委員会等で危機管理の防止策等を講じている場合は、今後も引き続き必要に応じて見直しを行い、危機管理の防止等に努めるものとする。

（危機に関する通報等）

第7条 教職員は、緊急に対処すべき危機が発生し又は発生するおそれがあることを発見した場合は、直ちに部局長に通報しなければならない。

2 部局長は、前項の通報を受けた場合、直ちに当該危機の状況等を確認し、必要な措置を講じなければならない。

（危機対策本部）

第8条 学長は、重大な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に全学的に対処をする必要があると判断する場合は、次の業務を行うため、直ちに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- (1) 危機の情報収集及び情報分析
- (2) 危機において必要な対策の決定及び実施
- (3) 学生及び教職員等への危機に関する情報提供
- (4) 危機に係る関係部局及び関係機関との連絡調整
- (5) 危機に関する報道機関への情報提供
- (6) その他危機への対応に関し必要な事項

2 対策本部は、原則として事務局に設置するものとする。

3 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- (2) 本部長は、理事及び副学長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部長には、必要に応じて関係する部局長等を加えることができる。

4 対策本部は、その危機への対処に当たり、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の関係会議等（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の学内規則等により必要とされる手続（以下「必要手続」という。）を省略することができる。

5 前項の規定により必要手続を省略した場合、対策本部は、危機への対処終了後に役員会等へ報告しなければならない。

6 対策本部は、危機への対処の終了をもって解散するものとする。

（部局のみに係る危機への対処等）

第9条 部局長は、当該部局のみに係る危機であって、当該部局限りで対処するこ

とが適切と判断する場合は、その内容、対処方針及び対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとする。

2 前項の場合において、学長は、当該部局長の判断にかかわらず、対策本部を設置し、全学的に対処することができる。

3 部局長は、当該部局のみに係る危機であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(事務)

第10条 全学的な危機管理に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部総務課において処理する

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年7月22日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則97)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3. 17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。